

## < 支援費の対象となるサービス >

支援費の対象となるサービスは下記のとおりです。  
これ以外のサービスについては、従来どおりに行われます。

	居宅サービス	施設サービス
身体障害者	身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス） 在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。 身体障害者ディサービス 通所により創造的な活動や機能訓練などが受けられます。 身体障害者短期入所（ショートステイ） 短期間施設に入所して適切な支援が受けられます。	身体障害者更生施設 自立した生活を送れるよう日常動作の訓練などが受けられます。 身体障害者療護施設 入所して治療や日常生活の養護が受けられます。 身体障害者授産施設 自立のための訓練や職業の提供が受けられます。
知的障害者	知的障害者居宅介護（ホームヘルプサービス） 在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。 知的障害者ディサービス 通所により創造的な活動や社会適応訓練などが受けられます。 知的障害者短期入所（ショートステイ） 短期間施設に入所して適切な支援が受けられます。 知的障害者地域生活援助 地域で共同生活する知的障害者が日常生活の援助を受けられます。	知的障害者更生施設 自立した生活と社会参加のための訓練が受けられます。 知的障害者授産施設 自立のための訓練や職業の提供が受けられます。 知的障害者通勤寮 働いている障害者が独立生活のための指導を受けられます。 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 障害の程度が重い人が保護や指導を受けられます。
障害児	児童居宅介護（ホームヘルプサービス） 在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。 児童ディサービス 日常生活や集団生活への適応などの指導・訓練を通所で受けられます。 児童短期入所（ショートステイ） 児童福祉施設などに短期間入所して必要な支援が受けられます。	障害児の施設サービスは措置制度により行われます。

本町では、平成15年2月12日（水）より受付を開始します。  
詳しいことは、住民課福祉係（内線127）までお問い合わせください。

## ～平成15年4月から支援費制度が始まります～

「措置 = 役所が決める」から「契約 = 利用者が決める」へ

### 支援費制度とは

障害があっても地域でいきいきと暮らしていくために、利用者に必要なサービスを利用者が選ぶ制度です。サービスに対して、利用者は利用料を、町は「支援費」を支払います。  
（注）「支援費」とは、サービスに必要なお金の一部を、町が支援するものです。

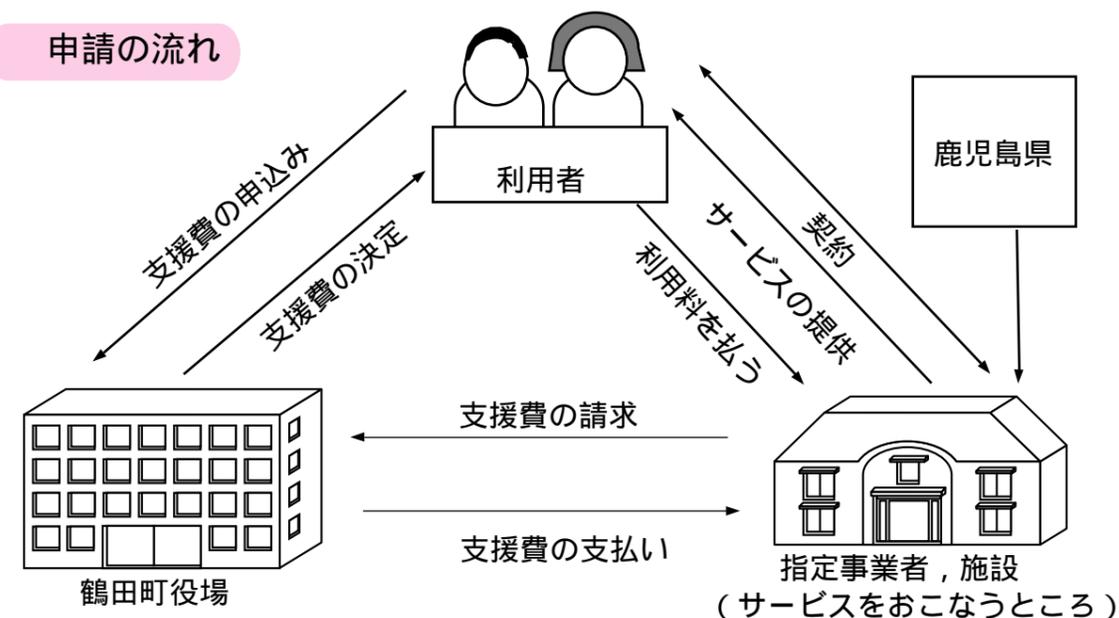
### 利用者

- ・身体障害者手帳を所持されている方
- ・療育手帳を所持されている方（手帳を所持していなくてもサービスが必要と認められたら利用できます。）

### 利用者負担

- ・利用者及び扶養義務者は、サービス利用にかかる費用のうち負担能力（利用者や家族の収入）に応じてお金（利用料）を事業者を支払います。

### 申請の流れ



### 近畿鶴田会 スピーカーアンプセットを寄贈

近畿鶴田会（有村宏喜会長，会員272人）よりスピーカーとアンプセットを寄贈していただきました。これは、近畿鶴田会が今年で10周年を迎えたのを記念して贈られたものです。町では早速出初式に利用させていただきました。これからも、大いに活用していきたいと思っております。

